

苫小牧市教育委員会会議録

会議区分	苫小牧市教育委員会 第 9 回 臨時委員会
日時	平成25年7月12日 自 10時30分 至 10時43分
場所	苫小牧市役所第2庁舎2階会議室
出席委員	委員長 上原 毅 委員 佐藤 郁子 委員 佐藤 守 委員 植木 忠夫 委員 和野 幸夫
欠席委員	
会議録署名委員	佐藤 守 委員
会議録作成職員	総務企画課総務係主事 田中 亮太
事務局職員	学校教育部長 澤 口 良彦 スポーツ生涯学習部長 生 水 賢一 学校教育部次長 戸 村 真規 スポーツ生涯学習部次長 木 戸 克史 青少年課長 宮 嶋 紀子 中央図書館長 瀬 能 仁 総務企画課長 斉 藤 拓也 総務企画課総務係長 下 濱 辰哉 総務企画課総務係主事 田 中 亮太
会議案件	別紙のとおり
会議の経過概要	別紙のとおり

1	委員会開会の宣言（上原委員長）…10時30分
2	会議録署名委員の指名（佐藤 守 委員）
3	議 案
	第1号 苫小牧市立図書館規則の一部改正について
	（スポーツ生涯学習部長） —「苫小牧市立図書館規則の一部改正について」の説明—
	（上原委員長） 質疑に付します。何かございますか。いただいた議案資料ですが、新旧対照表の中で、館長というところを指定管理者と、読み替えてありますよね。これは指定管理者であっても館長はいるわけですよね。読替え前の規則の中身では、館長ということで全部なっているのですが、今回は指定管理者ということになりますよね。で、館長の役割というのはないのですか。ちょっと教えてほしいです。
	（スポーツ生涯学習部長） 指定管理者も図書館に館長を置くことになるのですが、対市民での文書の名義は、指定管理者の職員である館長ではなく、指定管理者自身、指定管理者の代表者となることから規則で読み替えることといたしました。なお、仕様書において館長等の役割を別に定めておりますので御理解願います。
	（上原委員長） はい。わかりました。他にございますか。
	（和野教育長） 指定管理者による管理ということで、規則を改正するということですが、仮に指定管理者に至らなかった場合は、どのようになるのですか。
	（スポーツ生涯学習部長） 今回の規則改正は、6月末の指定管理者制度導入を前提とした条例改正案の議決を受けまして、来週17日に公募をかける前に、教育委員会の御承認をいただいて休館日等を確定させないと公募をかけられないという理由から、

今日は臨時で教育委員会を開かせていただいて、御承認いただくものです。教育長から言われたその件につきましては、指定管理者制度が導入されない場合は、この規則は当然元に戻さなければならず、再改正することになります。

(上原委員長) 他にございますか。それでは質疑がないようですので、原案どおり決定することよろしいでしょうか。

(一同「はい。」の声)

—原案どおり承認—

4 協 議

な し 。

5 そ の 他

(1) 苫小牧市児童館条例施行規則の一部改正について

(スポーツ生涯学習部長) —「苫小牧市児童館条例施行規則の一部改正について」の説明—

(上原委員長) 質疑に付します。何かございますか。

(佐藤守委員) 暖房料というのは、使用料の額の2分の1相当額というのは、何かの根拠に基づいて2分の1という数字が出てくるのですか。

(青少年課長) この金額につきましては、条例に定めております貸館使用料と同様に

